

女性委員参画促進のための課題整理、今後の取り組みについて

現 状

「第4次男女共同参画推進計画」において「審議会等における女性委員の割合」の目標は50%に設定しているが、近年女性委員の参画率（総合集計）が伸び悩んでおり、令和2年度の参画率が令和元年度と比べ0.9ポイント減少した（図1）。

女性委員の参画率が40%以上60%以下の審議会等の割合は、5年前の平成27年度末38.0%から、令和2年度末46.2%まで向上したが、まだ、半数に至っていない（図2）。5年間で参画率が40%以上60%以下に改善した審議会等は16あるものの、5年間参画率が30%未満となっている審議会等は12、5年間30%以上40%未満となっている審議会等は7で、低い参画率の審議会が固定化している。（資料4-2）

図1. 女性員の参画率（総計）推移

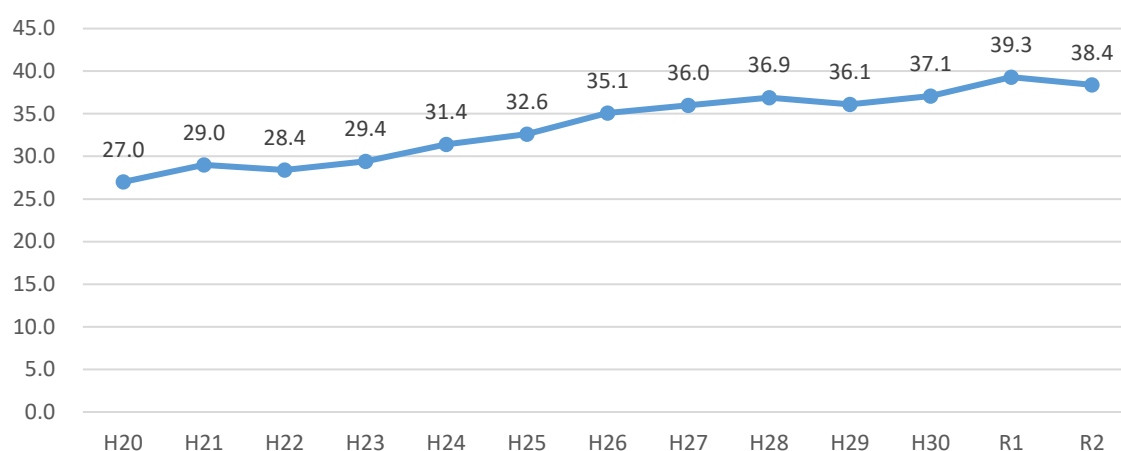
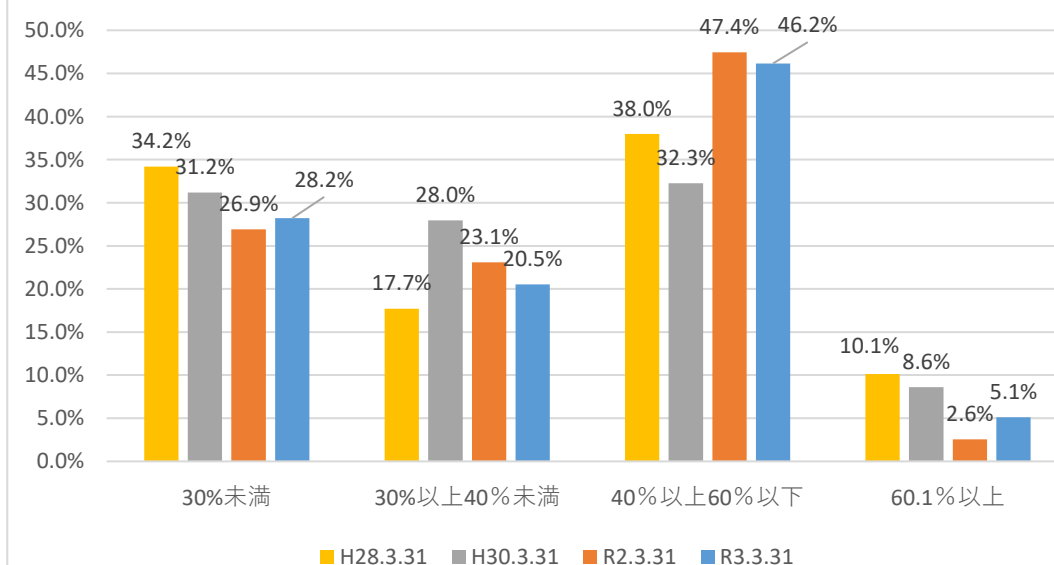
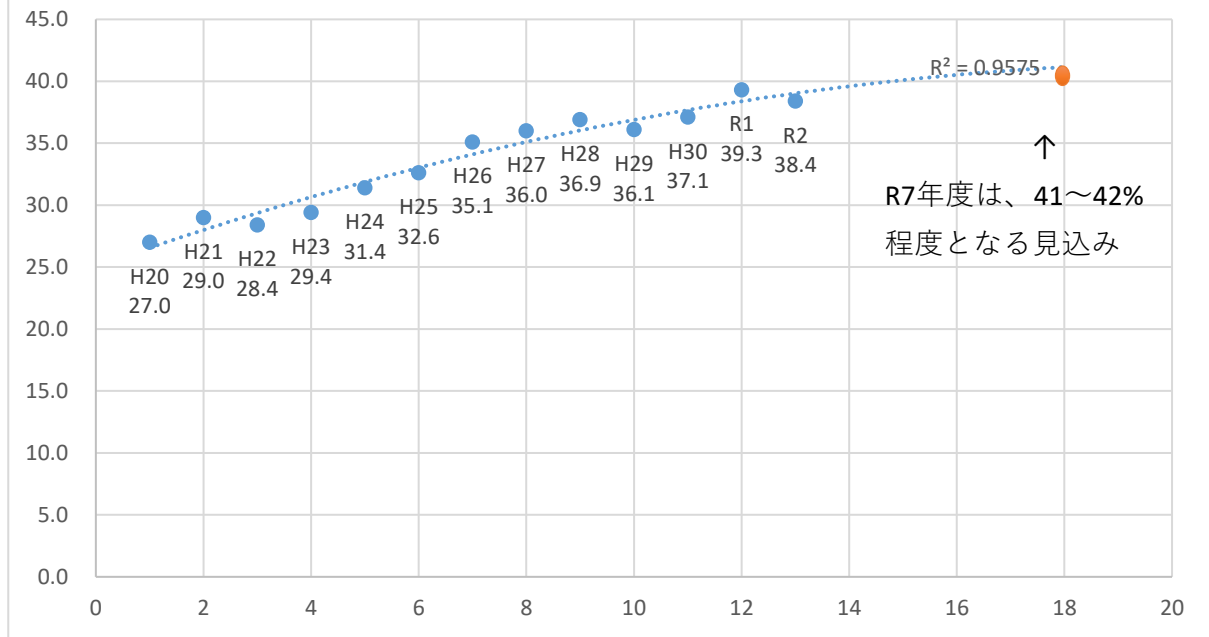
図2. 女性委員参画率別 審議会の割合
(経年変化)

図 3. 現行の取組を継続した際の、今後の推測



これまでの取り組み

- ・各所属に「草津市女性委員の審議会等への参画に関する要綱」の周知や、男女共同参画センターが管理する人材リスト「パールリスト」の活用について周知し、女性委員の参画促進を図っている。
- ・審議会等委員の委嘱決裁の合議時に、各課においてチェックリストを作成し、女性委員の比率が4割満たない場合には改善方法を記載すると同時に、男女共同参画センターも改善コメントを記載することとしている。その際、過去の経過から改善が見られない場合は合議時に男女共同参画センターでヒアリングを行っている。
- ・各種団体、機関への推薦依頼文に添付する「女性委員推薦依頼文」の例示（キャビネット）に基づき各部局より依頼を行っている。

課題

- ・女性委員比率の改善できない審議会が固定化している。（別表、5年以上参画率30%未満の審議会等は12）
- ・委員定数が少なく（例えば3人しか委員がいない）、男女とも40%以上を満たすことができない審議会等がある。
- ・あて職で委嘱する際に市特別職、市管理職、市議会議員、関係機関・事業所の代表、まちづくり協議会役員等に女性が少ないことから、女性の参画率が上がらないなど構造的な問題もある。
- ・委員委嘱期間満了間近で委嘱事務を行う傾向があり、男女共同参画センターとの協議の時間がない場合が多い。
- ・次期委嘱の際に、各部局が示した改善策が引き継がれないことがある。

今後の取り組み案

(男女共同参画センター)

- ・職員研修で、審議会への女性の登用をテーマに研修を行い（8/27 予定）、この研修資料を公開羅針盤で掲示し職員への周知を図る。
- ・女性委員参画促進に向けて、「草津市女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱」の周知やパールリスト活用依頼について毎年度、各所属に文書で通知する。引き継ぎや事務手続きをしやすいよう、通知時期を 4～6 月から毎年 2～3 月に変更する。
- ・庁内各課や関係機関と事前調整を行うほか、希望があれば担当部局と依頼団体先へ同行し依頼を申し出る。（毎年 12 月～2 月）
- ・各課の取組として、以下の 2 点を周知する。
 - ①女性の参画率が 40%未満で、改善が見込めない場合は委員構成の見直し等も含め、事前に男女共同参画センターと協議いただく。
 - ②次期委嘱の際に、委嘱に関する改善事項の内容について、次の担当者への引き継ぎを確実に行う。

○草津市女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱

平成9年12月15日

告示第196号

改正 平成13年6月15日告示第99号

平成16年6月21日告示第130号

平成20年2月1日告示第15号

平成23年4月1日告示第91号

平成30年3月1日告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）の趣旨を踏まえ、市の政策、方針決定の場への女性の参画を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に定める委員会または委員をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関をいう。
- (3) その他の機関 規則、要綱等に基づき設置される機関をいう。

(目標)

第3条 市は、審議会等の委員に占める女性委員の比率が50パーセントとなるよう、女性委員の参画の促進を図るものとする。

(参画の推進方策)

第4条 各所管課の長（以下「課長等」という。）は、次に掲げる方策等により、審議会等に女性が積極的に参画できるよう努めるものとする。

- (1) 女性委員の選出を容易にするため、委員の選出基準を見直し、女性枠の設置、選出区分あるいは定員増について検討する。
- (2) 改選に際しては、女性の参画が図れるよう、そのつど検証を行い、他の審議会等との兼職を避ける等の検討を行う。
- (3) 学識経験を有する委員については、可能な限り女性の参画を図る。
- (4) 団体等に推薦を求める場合には、団体の長等、代表者の役職に限定せず、女性の推薦について協力を要請する。
- (5) 市職員が委員となっている場合には、可能な限り女性職員の参画を図る。
- (6) 市民の意見を広く求める趣旨から、審議会等の構成委員の一部を公募することも検討する。
- (7) 選挙等による選任の場合においては、女性の立候補が可能であること、および女性の市の政策、方針決定の場への参画の重要性について、あらゆる機会を通じて啓発を行う。

(事前協議)

第5条 課長等は、審議会等の委員の委嘱等に当たって第3条に定める目標の達成が困難な場合は、男女共同参画推進担当課（以下「担当課」という。）と事前協議を行い、調整するものとする。

(情報の収集および提供)

第6条 担当課は、女性の参画を促進するため、女性の人材に関する情報の収集および提供に努めるものとする。

2 課長等は、女性の人材の把握に積極的に努めるとともに、担当課の行う情報収集に協力するものとする。

(参画状況等の報告)

第7条 課長等は、毎年3月31日現在で所管する審議会等の委員の参画状況等を男女共同参画推進本部長に報告するものとする。

付 則

この要綱は、平成9年12月15日から施行する。

付 則（平成13年6月15日告示第99号）

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

付 則（平成16年6月21日告示第130号）

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

付 則（平成20年2月1日告示第15号）

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月1日告示第34号）

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。